

令和8年度以降の市・県民税と所得税の人的控除差額の一覧表

人的控除の種類		市・県民税の控除額	所得税の控除額	控除額の差額	
障害者控除	一般	26万円	27万円	1万円	
	特別	30万円	40万円	10万円	
	同居特別	53万円	75万円	22万円	
寡婦控除		26万円	27万円	1万円	
ひとり親控除(父)		30万円	35万円	1万円	
ひとり親控除(母)		30万円	35万円	5万円	
勤労学生控除		26万円	27万円	1万円	
扶養控除	一般	33万円	38万円	5万円	
	特定	45万円	63万円	18万円	
	老人	38万円	48万円	10万円	
	同居老親	45万円	58万円	13万円	
配偶者控除	納税者の前年の合計所得金額 900万円以下	一般	33万円	38万円	5万円
		老人	38万円	48万円	10万円
	900万円超950万円以下	一般	22万円	26万円	4万円
		老人	26万円	32万円	6万円
	950万円超1,000万円以下	一般	11万円	13万円	2万円
		老人	13万円	16万円	3万円

※調整控除額の算出時に用いる金額であり、実際の控除額の差とは異なる部分もあります。

※ひとり親控除（父）は旧寡婦控除相当の人的控除差1万円をそのまま引き継ぎます。